

第11章 都市計画法の開発許可に係る工事の取り扱い（許可の特例）

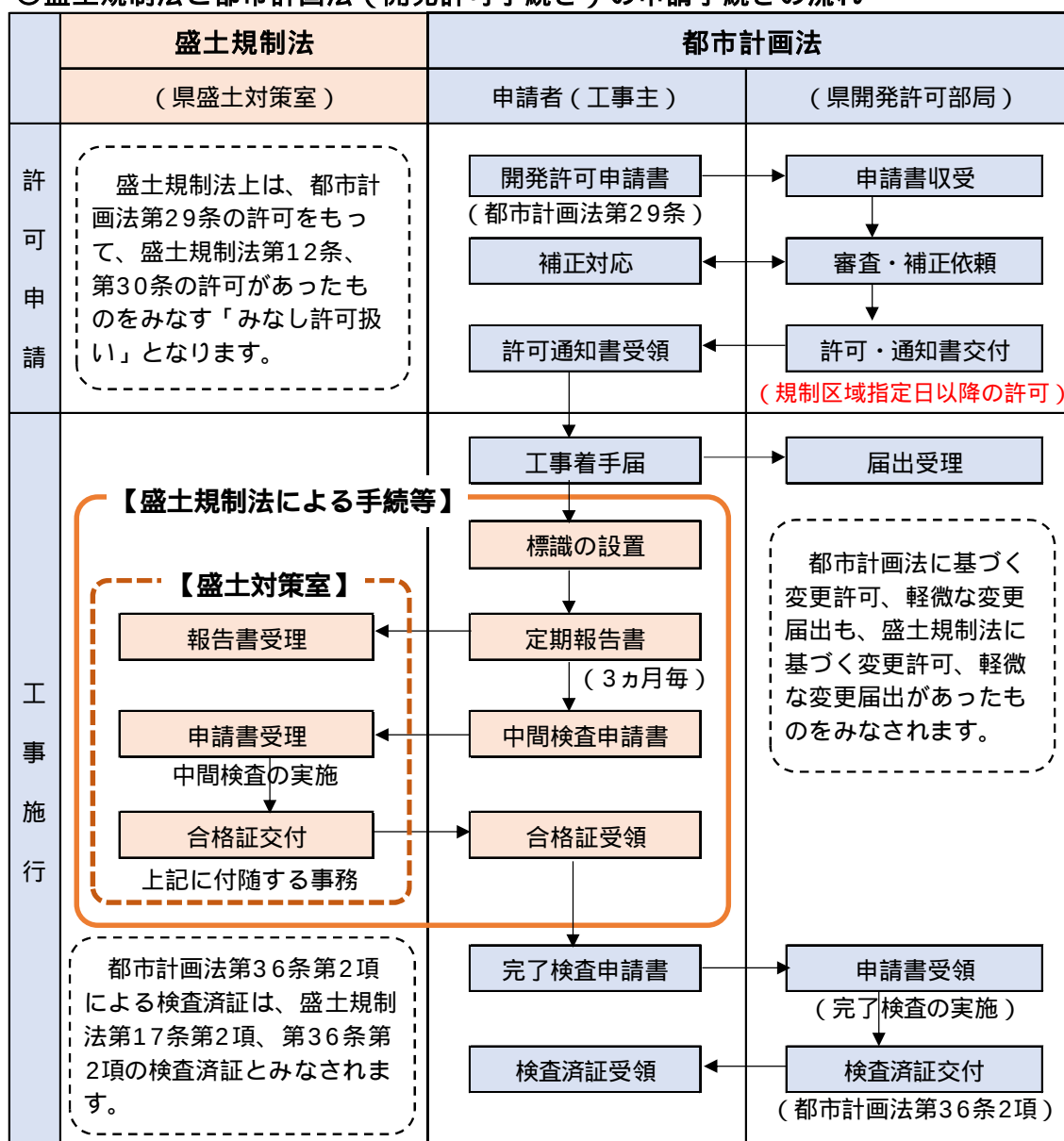
11 - 1 盛土規制法のみなし許可等扱い

規制区域の指定日以降に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（ ）については、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。〔法第15条第2項、第34条第2項〕

また、こののみなし許可扱いの工事に係る都市計画法第36条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法第17条第3項又は第36条第3項の規定による検査済証とみなされます。

（ ）「盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可が必要な工事」に限る

○盛土規制法と都市計画法（開発許可手続き）の申請手続きの流れ



11 - 2 盛土規制法の規定の適用

規制区域の指定日（令和7年5月23日）以降に都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けた工事（ 1 ）は、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったもの（ 2 ）とみなされる（みなし許可扱いとなる）こととなることから、盛土規制法に基づく許可申請手続きは必要ありません。

【重要】みなし許可扱いでも盛土規制法の規定が適用されることには変わりありませんので、開発許可許可後の手続き等としては、都市計画法の規定と併せ、盛土規制法の以下の規定も適用されます。

中間検査申請（ 3 ）が必要になります。

（「第7章 検査（中間、完了）・定期報告」参照）

定期報告（ 3 ）の提出が必要になります。

（「第7章 検査（中間、完了）・定期報告」参照）

現場での標識掲出（ 4 ）が必要になります。

（「6 - 2 標識の掲出」参照）

完了後の保全義務等の対象になります。

- （ 1 ）・開発許可申請に係る工事が**盛土規制法の許可対象規模の工事**であり、**開発許可日が規制区域の指定日以降の工事**に限ります。

（県盛土対策室 HP に掲載している「盛土規制法運用開始前後の許可手続き等の取り扱いについて」をご参照下さい。）

- ・規制区域の指定日以降は、開発許可に係る審査において、盛土規制法の関係規定も審査されることとなります。

- （ 2 ）・盛土規制法のみなし許可扱いは、**当初の開発許可申請（この時点で盛土規制法の許可規制規模に該当する工事）にのみ適用**されます。

【重要】

：当初の開発許可時点では盛土規制法の許可対象規模の工事でなく、その後に工事の変更により盛土規制法の許可対象規模に変更となった場合、開発行為の変更許可を受けたとしても、盛土規制法のみなし許可扱いにはなりません。よって、この場合は、改めて盛土規制法の許可申請を行う必要があります。なお、盛土規制法の許可がおりるまで、計画変更に係る工事には着手できません。〔盛土規制法第15条2項、34条2項〕

- ・盛土規制法のみなし許可扱いをした開発許可の工事については、都市計画法の規定による変更許可又は軽微な変更届も、**盛土規制法の変更許可又は軽微変更届出があったものとみな**せます。〔盛土規制法第16条5項、35条5項〕
- ・盛土規制法のみなし許可扱いをした開発許可の工事については、都市計画法の規定による完了届出及び検査済証も、**盛土規制法の完了検査申請又は検査済証があったものとみな**せます。〔盛土規制法第17条3項、36条3項〕

- （ 3 ）上記の の申請（提出）先は、開発許可部局ではなく、直接、盛土規制法所管部局（県盛土対策室）となります。

なお、諫早市内の開発許可で、みなし許可扱いとなる工事に係る の申請先は、県から権限移譲を行った諫早市となります。

（別記の「【参考】諫早市への権限移譲の事務について」を参照下さい。）

（４）標識への記載事項の「許可番号」「許可年月日」は開発許可に関する内容を記載してください。

【参考】諫早市への権限移譲の事務について

・県の条例により、諫早市内の都市計画法の開発許可の許認可権限は諫早市に権限移譲を行っています。盛土規制法の運用開始にあたり、開発許可による盛土規制法のみなし許可扱いとなる工事に係る盛土規制法の関連事務についても、改めて諫早市（担当課：開発支援課）に対し権限移譲を行っています。

このことにより、みなし許可扱いの上記の の手続きの申請は、諫早市開発支援課に提出をお願いします。

なお、 の中間検査については、県の場合と同様に、諫早市の手数料条例に基づき、申請手数料が必要となります。

諫早市開発支援課 （TEL0957-22-1500）

【注意】他法令の手続きについて

みなし許可扱いとはなりません！

○森林法の林地開発許可 → 規制規模の場合、別途、盛土規制法の許可も必要です。

○農地法の農地転用許可 → 規制規模の場合、別途、盛土規制法の許可も必要です。